

経済産業省

20190618 貿局第2号
輸出注意事項 2019第26号
経済産業省貿易経済協力局

包括許可取扱要領等の一部を改正する通達を次のように制定する。

令和元年6月25日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

包括許可取扱要領等の一部を改正する通達

包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け貿局第1号・輸出注意事項17第7号）、輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け貿局第1号・輸出注意事項24第18号）、輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第32号・輸出注意事項62第11号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、令和元年6月27日から施行する。

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達

改 正 後	現 行
<p>本文及び別表1（略）</p> <p>別紙 輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分</p> <p>1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物 (1)～(9)（略） (10) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物（告示で定める貨物を除く。）であって、「と地域①」を仕向地とするもの（下記の(10の2)、2の(15)、(16)及び(17の2)から(19)までに掲げるものを除く。） (10の2)・(11)（略）</p> <p>2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物 (1)～(11)（略） (12) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物（告示で定める貨物を除く。）であって、「ち地域」を仕向地とするもの（下記の(17の2)から(19)までに掲げるものを除く。） (13)～(17)（略） <u>(17の2) 輸出令別表第1の7の項の中欄に掲げる貨物のうち、次のいずれかに該当するものであって、「と地域②」又は「ち地域」を仕向地とするもの</u> <u>(イ)貨物等省令第6条第二号に該当するマイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、塗化ガリウムを用いた基板又は塗化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したもの</u> <u>(ロ)貨物等省令第6条第十八号に該当する塗化ガリウムを用いた基板</u> <u>(ハ)貨物等省令第6条第二十二号から第二十四号までに該当する塗化ガリウムを用いた基板</u> (18)（略） (19) 輸出令別表第1の10の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9条第十六号イ又はロのいずれかに該当するものであって、「と地域②」又は「ち地域」を仕向地とするもの</p>	<p>本文及び別表1（略）</p> <p>別紙 輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分</p> <p>1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物 (1)～(9)（略） (10) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物（告示で定める貨物を除く。）であって、「と地域①」を仕向地とするもの（下記の(10の2)、2の(15)、(16)及び(18)に掲げるものを除く。） (10の2)・(11)（略）</p> <p>2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物 (1)～(11)（略） (12) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物（告示で定める貨物を除く。）であって、「ち地域」を仕向地とするもの（下記の(18)に掲げるものを除く。） (13)～(17)（略） <u>(新設)</u></p> <p>(18)（略） <u>(新設)</u></p>